

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について

令和 6 年 5 月
消防庁危険物保安室

1 改正概要**（１）危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準**

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）により、対面講習は原則としてデジタル処理で完結することとされた。
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者講習」という。）は、現在都道府県が実施しているが、都道府県からの意見も踏まえ、デジタル化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第 16 条の 4 第 2 項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要がある。
- そこで、危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するために、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）等を改正する。

（２）製造所等の定期点検の周期の合理化

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、定期検査・定期点検について、デジタル技術の活用により検査等の周期の延長など現行規制を合理化することとされた。
- 消防法第 14 条の 3 の 2 及び規則第 62 条の 4 の規定により、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 8 条の 5 に規定する製造所等は、一年に一回以上定期点検を行う必要があるところ、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするため、規則を改正する。
- 同様に、規則第 62 条の 5 の 4 の規定により五年に一回以上行うこととされている移動タンク貯蔵所の漏れの点検についても、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするため、規則を改正する。

2 改正内容**（１）危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）****① 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準**

- 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準について、以下のとおり定める。
 - ・ 指定講習機関の指定は、危険物取扱者講習を行おうとする法人の申請により行うこと
 - ・ 指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定をしてはならないこと

- ・ 総務大臣は、指定講習機関を指定したときは、当該指定を受けた者の名称等を公示しなければならないこと
 - ・ 指定講習機関は毎年一回以上講習を行わなければならないこと
 - ・ 指定講習機関の役員等は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は漏洩してはならないこと
- その他、指定講習機関の運営等に関する事項について規定する。
 - その他、所要の改正を行う。

② 製造所等の定期点検の周期の合理化

- 製造所等の定期点検及び移動タンク貯蔵所の漏れの定期点検について、常時監視するための装置その他の必要な措置が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、点検周期を合理化することができることとする。

(2) 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件（案）

- 講習の実施等の主体として、総務大臣が指定する市町村長その他の機関を明示するための規定の整備を行う。
- 講習の修了証明の方法として、危険物取扱者免状への記載又は修了証の発行を規定するとともに、修了証の様式を定める。

3 施行期日

(1) (2) とともに、公布の日から施行する。

ただし、(2) のうち修了証の様式を定める規定については、令和7年4月1日から施行する。